

無許可で他人のごみを収集・運搬することは違法行為です！

建物解体などに伴って出される家具などのごみについては、**村から許可を受けた専門の業者（一般廃棄物処理業許可業者）以外の業者に収集・運搬、処分を依頼することや、また許可を受けた業者以外の方が請け負うことは、廃棄物処理法違反になる場合がありますので注意が必要です。**

無許可の営業行為を行った場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金とされております。（廃棄物処理法第25条）

知らないうちに違法行為を行ったり、行わせたりしないように、ごみを出す方、運搬・処分を頼まれた方も十分に注意しましょう。

◆粗大ごみの出し方

- ①村の粗大ごみ収集を利用する。→詳しくは、佐井村家庭ごみ・資源ごみの分け方・出し方に記載しています。
- ②アクセス・グリーンへ自分で持ち込む（有料）。

建築廃材（家屋などの解体ごみ）の搬入について

大工さんなど他の人をお願いして、家屋などの解体を行った際に発生した廃材は「**産業廃棄物**」になりますので、アクセス・グリーンでは**受入できません**。

逆に小さな小屋などで、個人が「自分で解体する^(*1)」ことも可能な場合、その際に発生した廃材については一般廃棄物としてアクセス・グリーンで受入いたします。

ただし、その場合でも**持ち込む量の多少にかかわらず、佐井村役場住民福祉課で発行する「搬入確認証^(*2)」が必ず必要**になりますのでご注意ください。

また、家庭菜園や木工工作など、建物解体以外の理由で角材、板材、波板トタンなどのごみが出た場合にも、同様に「搬入確認証」が必要になります。

(*1) 家主もしくは同居家族以外の方が解体した場合は産業廃棄物の扱いとなり受入できなくなりますのでご注意ください。

(*2) 確認証の提示がない場合は受取できません。

※自ら持ち込む以外については、一般廃棄物の収集・運搬の許可が必要になります。

受入が可能な建築廃材の範囲

- 屋根材 • 便器 • ガスコンロ • キッチン（流し台）
- 洗面台 • 浴槽 • ボイラー機器 • 畳
- 柱（長さ1m以内、太さ20cm以内）
- 建具（ドア、ふすま、障子、サッシ、ガラス戸、網戸）
- 床暖房（金属パネルを含む。パネル内の不凍液は抜き取ること）

※照明器具は除きます。

※佐井村の場合は、従来どおり搬入物に関係なく確認証が必要です。

【お問合せ】 下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課 ☎33-8851
住民福祉課 住民係 担当：竹内